

会計事務所インフォメーション

令和2年12月吉日

市田博宣税理士事務所

「マイナポイントがスタート」

令和2年9月より、マイナポイントの付与がスタートしました。マイナポイントとは、マイナンバーカードを使ってポイントの予約・申込みを行った上で、選択したキャッシュレス決済サービスでのチャージや買い物をした場合に、**利用金額の25%分(1人当たり上限 5千円分)のポイント**が還元される制度です。マイナポイントの申込みができるキャッシュレス決済サービスは、**ICカード(電子マネー)やQRコード決済、クレジットカード等**です。

【ポイント還元までの手順】

マイナンバーカードを取得

キャッシュレス決済サービスを選ぶ

スマホやパソコンからマイナポイントの予約・申込

選んだ決済サービスでチャージorお買い物 マイナポイント付与

マイナポイントの予約・申込みは、**自身のスマホやパソコンのほか**、市区町村窓口・郵便局・コンビニ・携帯ショップなどに設置された端末からも手続きが可能です。 (寺口智保美)



所長よりの一口メモ

一年を振り返って

早いもので今年も残すところ10日余りとなりました。皆様には年末の慌ただしい中、一年の締め括りに余念がないこととお察し致します。

今年を振り返ってみますと、「**新型コロナウイルスに世界中が席卷された1年**」という表現が当てはまりそうです。多くの人々がこれまで経験したことのないウイルスとの戦い、中々終息を見ない事態に国中が翻弄されたと言っても過言ではないでしょう。

新型コロナの感染拡大により、**日本経済も大打撃**を受けました。外出自粛に伴う飲食・接待業の停滞は申すまでもなく、東京オリンピックの延期や海外渡航の制限に伴う航空産業や旅行業、観光地、百貨店などの大幅な売上減少は過去に例を見ない大変厳しいものとなっています。

この間、行政も**感染拡大防止や経済対策**に懸命に取り組んでいます。国民全員に一律10万円を支給する「特別定額給付金」や企業の存続を支援する「持続化給付金」などの緊急経済対策を実施してきました。なお、観光産業を支援する目的で開始された「**G o T o トラベル事業**」ですが、新たな感染拡大により、一定期間全国一斉停止とする方針(転換)が発表されました。

困難な状況下、皆様のご事業への影響は如何でしたでしょうか。大変、ご苦労なされた方々も多いと認識しています。この事態、**新年にかけても予断を許さない状況下**にありますが、まずはご自身やご家族の健康を一番に考えて難局を乗り越えたいものです。

事務所の動向

このような厳しい中であって、「少しでも皆様のお役に立てること」を念頭に一同が業務に当たる必要性を感じています。事務所では、新年早々、**下仮屋 守税理士**を一員に迎え入れ、体制の強化・拡充に努めてまいり所存です。下仮屋税理士の詳しい紹介は次号にて当人から。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い致します。皆様のご健勝、ご多幸を祈念申し上げまして年末のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、良い年をお迎えになりますように。